

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

里庄町長

市町村名 (市町村コード)	里庄町 (33445)
地域名 (地域内農業集落名)	里庄町 (手ノ際・岩村・津江・土井・林・古井・殿迫・本村・高岡・松尾・大原東・大原中・大原西・浜中北・浜中南・西ノ平・八ツ的・川南・干瓜・宮地・狭田・申友・安広・平井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田では個人が水稻を中心に栽培しており、転作水田や畑では野菜や果樹を栽培している。 ・担い手の高齢化が進んでいるが、後継者はほとんどいない。 ・規模拡大したい担い手はほとんどいない。 ・農地の貸付意向がある地権者は多いものの、借受希望者は極端に少ない。 ・遊休農地や荒廃農地が増加し続けており、周辺農地へ影響を及ぼしている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道が整備されておらず、水路の改修も遅れている。 ・減少していく担い手だけでは、ため池・水路・農道の管理を行うのは負担が大きい。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・今後も水田では水稻中心の栽培を行っていく。 ・水田を活用して野菜などの高収益作物への転作を推進し、農地を有効に活用していく。 ・農道や水路等の整備状況に応じて、農地中間管理機構を活用して、担い手に集積していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	298 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手へ農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、担い手へ農地を集積していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農道・進入路や水路の整備・改修については、地区の要望として町へ要望していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町が農業委員会、県、JAと連携して、兼業農家、定年帰農者、担い手の後継者などを確保・育成していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				